

# 道路付属物点検業務委託（道路案内標識・道路照明灯・道路情報板）に係る特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡県道路公社が発注する「令和元年度 伊豆中央道他3路線 道路付属物点検業務委託（以下「本業務」という）に適用する。

本業務は、静岡県道路公社が管理する道路標識（以下「附属物」という）の詳細点検（以下「点検」という）を行うものであり、本特記仕様書は、「業務委託共通仕様書平成29年版 静岡県交通基盤部」（以下、「共通仕様書」という）を補完するものである。

## 第2条 業務目的

本業務は、「小規模附属物点検要領 平成29年3月 国土交通省道路局」（以下「点検要領」という）に基づき、静岡県道路公社が管理する片持ち式の附属物について点検を行い、変状を早期に発見するとともに、対策の要否を判定することにより、道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的として実施するものある。

## 第3条 業務範囲

業務対象範囲は、別紙一覧表の附属物とする。

## 第4条 適用基準等

業務の実施は、本特記仕様書によるほか、以下の基準等に準拠して実施する。

- 1) 業務委託共通仕様書 平成29年度版 静岡県交通基盤部
- 2) 小規模附属物点検要領 平成29年3月 国土交通省道路局
- 3) その他関連基準

## 第5条 業務内容

### 1 計画・準備

#### (1) 業務計画書作成

共通仕様書第1112条に基づき、業務計画書を作成し監督員に提出する。なお、共通仕様書第1112条に定める事項に加え、共通仕様書第1132条に定める安全等の確保についても記載する。また、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

#### (2) 資料収集

業務目的を把握した上で、点検に必要な既存資料を収集整理する。

#### (3) 関係機関協議

必要に応じて、関係機関協議及び資料収集を行う。

#### (4) 現地計測及び台帳修正

簡易な現地計測を実施し、台帳の修正を行う。

#### 2 詳細点検

点検は、予め特定した弱点部に対して近接目視するものとし、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査等を併用して行う。

また、点検は、梯子、点検車、足場等を利用して部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、監督員との協議により採用できるものとする。

なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合には、速やかに監督員に連絡する。添架物件に損傷を発見した場合も同様とする。

#### 3 対策要否の判定

点検により、構造物の変状を把握したうえで、点検部位毎、変状内容毎の対策の要否について、判定を行う。

対策が必要と判定された変状部位に対しては、変状原因を特定し、適切な工法を選定する。

なお、第三者被害のおそれがある変状が認められた場合は、応急的な措置を実施したうえで判定を行うこととする。

#### 4 報告書作成

点検結果は、点検要領で定められた様式（電子データ）に必要事項を入力する。また、各々の点検結果を一覧表に取りまとめ、帳票類をまとめて報告書を作成する。

### 第6条 管理技術者の配置及び資格

本業務では、静岡県業務委託契約約款第10条及び共通仕様書第1106条で規定する管理技術者を肥置しなければならない。なお、本業務の管理技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は、建設-道路）

イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

ウ RCCM（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

エ 土木学会認定技術者（特別上級：鋼・コンクリート、又は、メンテナンス）

オ 土木学会認定技術者（上級：鋼・コンクリート、又は、メンテナンス）

カ 土木学会認定技術者（1級：鋼・コンクリート、又は、メンテナンス）

キ 土木鋼構造物診断士

なお、管理技術者は、第条に該当する資格を有する場合、担当技術者を兼務できる。

## 第7条 担当技術者の配置及び資格

点検は以下に示す①～⑨のいずれかの資格を有する者が行い、1つの附属物について点検から診断までを行うこと。

- ①技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、文は、建設-道路）
- ②技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- ③RCCM（鋼構造及び、コンクリート、又は、道路）
- ④土木学会認定技術者（特別上級：鋼・コンクリート、文は、メンテナンス）
- ⑤土木学会認定技術者（上級：鋼・コンクリート、文は、メンテナンス）
- ⑥土木学会認定技術者（1級：鋼・コンクリート、又は、メンテナンス）
- ⑦道守コース
- ⑧特定道守（鋼構造）コース
- ⑨土木鋼構造診断士

上記以外の資格が国土交通省登録技術者資格として認められた場合は対象とする。

複数の点検対象がある場合には、複数の担当技術者を配置しても良い。上記資格を有しない者は点検補助員とする。

## 第8条 安全管理

受注者は、点検作業中において交通状況に即した適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

## 第9条 関係機関協議資料作成

点検に必要な関係機関との諸手続きを行うほか、必要な資料の収集、説明用・協議用資料の作成を行う。

## 第10条 打合せ協議

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとする。

### 1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、点検に必要な資料等の貸与を行う。

### 2) 中関打合せ

現地踏査終了時または現地での点検終了時等の区切りにおいて1回行う。応急対策が必要な場合や、本庁との打合せが必要となった際には、打合せを追加する。

### 3) 業務完了時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

4) その他監督員が必要と認めた場合

第 11 条 資料の提供

本業務に必要な資料は、発注者より受注者へ提供または貸与する。

第 12 条 成果品

報告書と点検結果等の電子データを格納したCD 2部を納めるものとする。

尚、「紙」による報告書は、道路保全課提出用として1部作成しその他の提出部数については、監督員と協議の上、決定する。

第13条 その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。